

平成16年	7月12日制定
平成17年	6月10日改定
平成18年	4月21日改定
平成19年	4月19日改定
平成20年	4月15日改定
平成21年	4月15日改定
平成22年	5月28日改定
平成28年	4月 1日改定
平成30年	6月 1日改定

## 「新技術評価選定取扱要領」

平30年6月

東京都建設局

## 第1 目 的

本要領は、民間等で開発された優れた新材料・新工法等の新技术情報を建設局の組織として共有し、当局が施工する工事に積極的に活用することにより、効率的・効果的・経済的な施工及び環境への配慮等の実現を図るため、定めるものである。

## 第2 対象となる新技术

本要領で取り扱う新技术は、建設局の積算基準及び土木材料仕様書等に掲載されていない材料・工法等とする。

## 第3 手 続

開発者及び提案者（以下、「開発者等」という。）は、本要領に同意する場合、様式－1（及び必要な場合は様式－2）の同意書、様式－3の新技术調査表（以下「調査表」という。）に必要事項を入力して、土木技術支援・人材育成センター（以下「事務局」という。）に提出する。

なお、本要領のほか開発者等が遵守すべき事項は、別紙－1の新技术評価選定実施細則に定める。

## 第4 選 定 会 議

- (1) 事務局は、前項の手續により提出された新技术のうち、「第5 選定の視点」に合致するものについて、別に定める「新技术評価選定会議」（以下「選定会議」という。）に付議する。
- (2) 選定会議は、付議された新技术の活用方法について、局事業での有用性の程度に配慮しながら検討する。

## 第5 選 定 の 視 点

新技术は、次の各号に掲げる視点から選定する。

- (1) 建設局が施工する工事でのニーズとの適合性、機能性及び確実性が確認できること。
- (2) 経済性、安全性、施工性、生産性の向上及び環境への配慮の観点から従来技術に比べて優位性が確認できること。
- (3) 新規性及び独自性があり、建設局内に周知することが有益であること。
- (4) 施工方法及び歩掛の基準類が整備され、円滑に活用することが可能なこと。

## 第6 選 定 結 果 の 通 知 等

- (1) 事務局は、選定会議の結果について開発者等に通知する。
- (2) 事務局及び技術管理課は、選定された新技术について建設局ホームページで公開する。
- (3) 新技术としての対象期間は、原則として通知のあった翌年度から起算して5年後の年度末までとする。

## 第7 採 用 実 績 の 報 告

事務局が新技术採用実績調査を行う場合は、開発者等は内容を報告する。

## 第8 普 及 ・ 促 進

- (1) 新技术の採用実績は、適宜、選定会議へ報告する。
- (2) 新技术の採用による施工結果の情報は、適宜、事務局から職員へ周知を図る。

- (3) 現場での施工結果により、広く活用することが望ましいと選定会議が判断したものについては、局内への普及・促進を図るために「積算基準」、「土木材料仕様書」等での掲載を検討する。
- (4) 事務局及び技術管理課は、新技術に関する情報提供説明会の開催等により、職員への周知を図る。

(付 則) 平成 16 年 7 月 12 日制定  
施行 期 日  
本要領は、平成 16 年 7 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 17 年 6 月 10 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 17 年 6 月 10 日より施行する。

(付 則) 平成 18 年 4 月 21 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 18 年 4 月 21 日より施行する。

(付 則) 平成 19 年 4 月 19 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 19 年 4 月 19 日より施行する。

(付 則) 平成 20 年 4 月 15 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 20 年 4 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 21 年 4 月 15 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 21 年 4 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 22 年 5 月 28 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 22 年 5 月 28 日より施行する。

(付 則) 平成 28 年 4 月 1 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(付 則) 平成 30 年 6 月 1 日改定  
施行 期 日  
本要領は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

**【補足】**

「新材料・新工法等取扱要領」の経緯

施行期日

本要領は、平成11年2月12日より施行する。

付 則（平成14年3月22日付）

施行期日

本要領は、平成14年4月1日より施行する。

付 則（平成15年4月16日付）

施行期日

本要領は、平成15年5月1日より施行する。